野焼き・ごみの焼却は

法律で禁止されています

野焼きや廃棄物(ごみ)の焼却については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一部の例外を除き原則として禁止されています。

一定の場合に限って、例外的に認められていますが、例外に該当する場合であっても、むやみに焼却してよいというわけではありません。農業などでやむを得ず行う場合は、時間帯や風向きに気を付ける、少量ずつ乾燥させて行う、事前に周囲へあいさつをするなど、周辺住民の方々への十分なご配慮をお願いします。庭や田畑などから出る草木などは、できる限り燃やせるごみの収集日に出すか、量が多い場合には、直接クリーンセンター(正21-5389)に持ち込んでください。

野焼きは禁止じゃないのかな?



◆野焼き禁止の例外事項

- ・国や地方自治体が施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却 (例:河川敷の草焼き、道路そばの草焼き)
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 (例:災害等の応急対策、火災予防訓練)
- ・風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 (例:正月のしめ縄、門松などを焚く行事)
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例:焼き畑、畦の草および下枝の焼却)
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(例:落ち葉焚き、キャンプファイヤー) (軽微なものとは煙や臭いなどが近所の迷惑にならない程度に少量な焼却のこと)

野焼きを行うと、その煙が洗濯物についたり、部屋に入って煙たかったりして、周辺住民に迷惑をかける場合があります。ご近所同士のトラブルにつながる可能性もありますので、野焼きはやめましょう。

野焼きについてのご相談は 刈谷市役所 環境推進課 11.62-1017